

秘密保持に関する念書

平成 年 月 日

_____ 御中

(住 所) _____

(会社名) _____ 印

(代表者名) _____

(担当者名) _____

_____ (以下「当社」といいます)は、末尾記載不動産(以下「本物件」といいます)の[購入先を探索する・購入を検討する・売却先を探索する・売却を検討する・有効利用を検討する等]にあたり、貴社から開示される情報について以下の事項を遵守することを確約します。

第1条(情報の定義)

本書において、「秘密情報」とは、口頭、書面、電子媒体(フロッピーディスク、電子メール等)その他の開示方法を問わず、貴社が当社に開示する本物件に係る一切の情報とします。

第2条(対象外の情報)

前条の定めにかかわらず、本物件に係る次の情報については、当社は本書に定める義務を負わないものとします。

- (1) 貴社より開示を受けた時点で、既に当社が保有していた情報
- (2) 貴社より開示を受けた時点で、既に公知であった情報
- (3) 貴社より開示を受けた後に、当社の責によらず公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から、当社が貴社に対する秘密保持義務を負うことなく入手した情報
- (5) 開示された情報によらずして、当社が独自に開発した情報
- (6) 貴社が秘密保持義務を課することなく第三者に開示した情報

第3条(情報の使用目的)

当社は、本書における秘密情報を[購入先を探索する・購入を検討する・売却先を探索する・売却を検討する・有効利用を検討する等]の目的(以下「本件目的」といいます)のためだけに使用するものとし、他の目的に使用しないことに同意します。

第4条(情報の開示対象)

1. 当社は、貴社の事前の書面による承諾なくして、秘密情報をいかなる第三者に対しても開示または漏洩せず、機密として保持するものとします。

2. 前項にかかわらず、次に掲げる場合には当社は秘密情報を開示できるものとします。但し、当社はこれらの者に対して、本書に定めるものと同等の秘密保持義務を負わせるものとします。
- (1) 本件目的のために開示が必要であると認められる当社の取締役、執行役員、従業員等
 - (2) 弁護士・公認会計士・税理士・司法書士・不動産鑑定士その他の専門家に対して、相談をする必要がある場合。
3. 当社は、法令等に基づき開示義務を負い、または官公庁・裁判所・捜査当局等の公的機関から正当な権限に基づき開示を求められた場合、これらの機関等に対して秘密情報を開示できるものとします。

第5条(善管注意義務)

当社は、善良なる管理者の注意をもって、秘密情報が本書に反して開示・漏洩されないように措置を講じるものとします。

第6条(情報の返還・破棄)

当社は、貴社から請求のあった時は、貴社の指示に従い直ちに秘密情報を返還または破棄します。

第7条(損害賠償)

当社及び当社より秘密情報を開示した第三者が故意または過失により本書の各条項に違反し、これに基因して貴社に損害を与えた場合には、当社はその一切の損害を賠償する責を負います。

第8条(有効期間)

本書の有効期間は、本書締結日から1年間とします。また、第6条に基づく返還もしくは破棄が行われた後は本書に定める権利・義務は消滅するものとします。ただし、本書失効後も、第3条から第7条まで、及び第11条の規定については有効に存続するものとします。

第9条(秘密情報の内容)

当社は貴社が秘密情報の内容の正確性・真正性・完全性について何等の保証を行うものではないことを了承します。

第10条(協議)

本書に定めのない事項、あるいは本書に関し疑義が生じた事項については、貴社と誠意をもって協議の上、解決を図るものとします。

第11条(準拠法)

本書は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。本書に関して生じた紛争については東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

【不動産の表示】（登記簿の表示による）

<土地>

所 在 :

地 番 :

地 目 :

地 積 : 合計 m^2

<建物>

所 在 地 :

家 屋 番 号 :

種 類 :

構 造 :

延 床 面 積 : m^2